

○国土交通省告示第九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八条第三項の規定に基づき、建築物の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針（昭和六十年建設省告示第六百六号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十八日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>第三 計画に定めるべき事項</p> <p>1 3 (略)</p> <p>4 少なくとも、令第十三条の三に規定する建築物のうち、令第二百二十一条の二の規定の適用を受ける直通階段で屋外に設けるもの（木造とするものに限る。以下「屋外階段」という。）があるものについての計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。</p> <p>一 第一項第二号に規定する維持保全を行うための組織に関する事項として、当該建築物の点検に関する責任者を定めること。</p> <p>二 第一項第五号に規定する点検時期に関する事項は、次に掲げる屋外階段の点検の区分に応じて定めること。</p> <p>イ 管理者等による日常の点検</p> <p>ロ 木材の腐朽、損傷及び虫害に関する知識及び経験を有する者による定期的な点検</p> <p>三 第一項第五号に規定する点検に当たつての判断基準に関する事項として、屋外階段各部の木材に腐朽、損傷又は虫害があること、防水層に損傷があることその他屋外階段各部に劣化又は損傷があることを定めること。</p> <p>四 第一項第五号に規定する結果の報告等に関する事項として、点検結果を適切に記録し、第一号に規定する責任者に報告することを定めること。</p> <p>五 第一項第六号に規定する修繕工事の実施等に関する事項として、同項第五号に規定する点検に当たつての判断基準に該当するときは、必要に応じ、修繕、防腐措置その他の適切な措置を講ずることを定めること。</p> <p>六 第一項第七号に規定する維持保全計画書、確認通知書、竣工図、設備仕様書等の作成、保管、廃棄等に関する事項として、点検結果</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>第三 計画に定めるべき事項</p> <p>1 3 (略)</p> <p>(新設)</p>

5||

(略)

を記録した図書その他維持保全に必要な図書の保管期限を明確に定めること。
七 第一項第十号に規定する維持保全を行うため必要な事項として、同項第五号に規定する点検に当たつての判断基準に該当するときは、屋外階段各部の劣化及び損傷の状況並びに必要な使用制限について当該建築物の利用者に周知することを定めること。

4||

(略)

附 則

この告示は、令和四年四月一日から施行する。